

(第一類 第九号)

衆第三十二回議院
商工委員

昭和三十四年三月五日(木曜日)

午前十一時五十六分開議
出席委員

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

小堀商業特別措置法案、商業調整法案、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案等に関する法律案の五法案を一括して議題といたします。

この際工場立地の調査等に關する法律案について、通商産業政務次官より趣旨の説明を聽取することといたしました。大島通商産業政務次官。

第三条 通商産業大臣は、前条第一項の調査を適正にするため必要があるときは、政令で定めるところにより、前条第一項の調査をする地区内において製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業又はガス供給業を営む者（以下「事業者」という。）に対し、その業務の状況について報告をさせることができる。

議会」といふ。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、工場立地の調査登録に関する重要事項を調査審議する。

第七条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、工場立地に因し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 会長は、会務を総理する。

第十一条 前四条に定めるもののはか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、通商産業省令で定める。

(罰則)

第十二条 第三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

板川	正吾君	内海
大矢	省三君	清君
小林	正美君	勝澤
豊森	芳夫君	芳雄君
出席政府委員	鈴木	一君
	水谷長三郎君	

工場立地の調査等に關する法律案
工場立地の調査等に関する法律
(目的)

官通商産業政務次	大島秀一君
通商産業事務官	松尾泰一郎君
(通商事務局長)	
通商産業事務官	松尾
(企業同長)	金藏君
委員外の出席者	
専門員	越田清七君
月四日	

正化に資するため、工場適地の調査及び工場又は事業場の設置に関する助言を行い、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(工場適地の調査)

第二条 通商産業大臣は、あらかじめ、調査をする地区、調査の方針

(内閣提出第一三五号) (參議院送付)
は本委員会に付託された。

2 前項の調査は、当該地区内の團地を実地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に關する資料を収集することにより行うることとする。

し、その工場又は事務場の立地に関する事項について、資料の提供又は助言を求めることがある。この場合において、通商産業大臣は、その所掌する事項に関し、必要な助言をするものとする。
(工場立地調査審議会)

第二十五条第一項の表中「一 産 重要事項を調査審議すること」

産業合理化審議会　工場立地調査審議会　に改める。
するといふ。

理由

工場の地の適正化に着手する。たゞ
工場地の調査を行い、工場又は事
業場の設置に関する助言を行う等の
必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

○大臣政府委員 ただいま議題となりました工場立地の調査等に関する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

わが国経済の安定的成長をはかるためには、激甚なる輸出競争に打ちかつたことが必要であり、そのためには、徹底的な企業の合理化が要請されることであらためて申し上げるまでもないことであります。およそ、企業の生産活動において、その生産を営む場所の選定いかん、場所の立地条件いかんが、企業の合理化を左右する決定的要因となることは論を待たぬところであります。

通商産業省いたしましては、これまで工業生産の基盤となりますところの道路、港湾、工業用水道等のいわゆる工業立地条件の整備につきましては、産業基盤強化のための施策の一として、経済企画庁に設けられました鉱工業地帯整備協議会を通じて、整備事業費の重点的確保をはかりますとともに、特に、最近著しく工業生産の陰陥路となつております工業用水の確保につきましては、所管省として特別の重視をこれに指向し、種々積極的な措置を講じて参った次第であります。

しかしながら、一方企業の立地地点の選定につきましては、従来わが国全般の工場適地の立地条件に関する的確

かつ公正な調査資料が十分に整備されていなかつたために、企業としては、みずから限られた調査で立地点を求める結果、今日見るより、既成工業地帯におきましては、必要以上に工業が過度の集中をし、種々の問題を惹起いたしております一方、新しい工業地帯の工業化は、なお促進されないままに今日に至っているもののが少くない現状であります。

わが国のごとく、狭隘な国土と資源に恵まれない国におきましては、適地主義にのつとりまして、それぞれの工業にふさわしい場所に工業を誘導し、もつて国土、資源の有効利用をはかることが最も必要であります。このためには、国が全国的視野に立つて、わが国の工場適地につきまして、その立地条件の調査を行い、企業の立地に当たり、片寄らない資料を提供し、国としても企業としても望ましい立地を望ましい型の工業を立地せしめるようにはからわなければならぬのであります。

通商産業省におきましては、このうな観点から、本年度、全国的主要工業適地について、立地条件の調査を行ない、この調査資料を通商産業省の本省及び各通商産業局内に設けられました工業立地指導室に収集、整理いたしまして、新たに工場を設置しようとする場合これらの方の資料を活用することによつて、工場立地に当りましての企業者の経費の節約をはからしめるとともに、工場誘致のためになされる地方公共団体の諸々の施策の効果的な指導を行なうべく志して参りました。今回さらに本調査の重要性にかんがみまして、

に、これを拡充強化いたし、十分上述の用に耐え得るものといたしましたため、ここに本法案を立案し、工場立地の適正化に寄与いたしたいと考えるのであります。本法案の主たる内容は、次の通りであります。

第一に、工場適地の調査についてであります。まず、工場適地の調査につきましては、調査地区の選定を行い、その地区内の団地ごとに実地調査及び地形、地質等の自然条件、用水事情、輸送条件その他の立地条件に關する資料を収集することにより行う旨を規定し、さらに本調査の適正を期するため、必要がある場合は、関係事業者より業務の状況について報告を徵集し得るようになつました。

第二に、工場適地調査の利用方法についてであります。第一に述べました調査の結果に基きまして、工場立地調査簿を作成し、これを利用する者の閲覧に供するとともに、新たに工場を設置しようとする者の求めに応じ必要な資料の提供または助言をすることにより、工場立地の適正化をはかるよう措置いたしました。ただし、事業者より徵集いたしました報告につきましては、秘密事項を閲覧簿に記載しないこととし、秘密保持をはかるようにいたしております。

第三に、工場立地調査審議会の設置についてであります。工場立地に関する調査につきましては、学問的にも、政策的にも、未開拓の分野であることからかんがみまして、学識専門者をもつて組織いたします審議会を設け、調査地区の選定、調査の方法、その他の調査に関する重要な事項はあらかじめ審議

会の意見を聞くものといたしましたが、工場立地調査全般に関する重要な事項につきましては、十分に調査、審議しまして、本法の運用の誤りなからんことを期した次第でござります。

以上が、この法律案を提出する理由でございます。何とぞ慎重審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○長谷川委員長　ただいま議題となつております各案について質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。

○板川正吾君　ただいま議題となりました輸出品デザイン法案について若干の質問をいたしたいと思います。

まず第一にお伺いいたしたいことは、この法案はなぜ必要か。こういう理由を説明願いたいと存じます。

○松尾(泰)政府委員　先般本法案の提案理由におきまして、御説明を申し上げてお通りでござりますが、要するに輸出貿易の振興という点から考えますと、内外のデザインの盗用を防止する。よつてもつて海外に対しても日本の輸出品に対する不安なり悪評なりをなくしていくということであります。同時に国内におきましても、あるものがいろいろ研究しまして、りっぱなデザインを考案をした。ところがすぐほかのものがそれをまねしまして、輸出をするというようなことになりますと、輸出貿易におきまして優秀なデザインでもつて、より多くの外貨を得得しなければならぬ場合におきまして、それらの意欲を減殺するということになるわけであります。従いまして要するに内外のデザインの盗用を防止するといふことによつて輸出貿易の健全な発達

○板川委員 盗用防止のためには、いろいろ制度を必要とする、こういう御説明であります。が、意匠などの盗用防止等については、いわゆる工業所有権の制度、あるいは、そういう権利の侵害のあった場合におきましては、その是正を求める措置はとれるのであります。が、それだけにたよつておりますと、現在の工業所有法によりますと、いわゆるそういう権利の侵害があつた場合におきましては、それは正を求める措置はとれるのであります。が、それだけにたよつておりますと、要するにあとの祭になる心配があるわけでありまして、意匠権の侵害をしたような輸出をいたしました場合におきましても、あとで追及はできませんが、出してしまつたものはしようがないということになるわけであります。本法におきましては、輸出の前に認定機関の認定を要するわけでございます。いわゆる輸出の前にそういう予防的措置を講じまして、そういうあやまちをなくしようというのが根本的なねらいであるであります。

の前にチェックをいたすところが、根本的に違う点あります。

○板川委員 本法で予定しておる特定の貨物とは何と何ですか。

○松尾(泰)政府委員 さしあたり特定貨物として予定いたしておりますのは、万年筆、鉛筆、サラダ・ボール、家具、釣具と一応予定しております。

○板川委員 それらの雑貨類の輸出先是主としてどこですか。

○松尾(泰)政府委員 サラダ・ボール、釣具につきましては圧倒的にアメリカ市場が多いであります。もちろんアメリカだけでもございませんが、大部分がそういうことになつております。その他万年筆、鉛筆になりますと東南アジア、あるいはアフリカ、相当広範な地域に出ております。

○板川委員 この意匠が盗用されて輸出上の信用を損なう、こういうことがこの法律を作る大きい動機の一つであるということを説明されておりますが、

そうした実例を何点か仕向国別にアメリカではこういうことがあつたというふうなことを説明願いたい。

○松尾(泰)政府委員 まず海外のデザインを盗用した事例といしましてはいろいろあるのであります、最近の新しい例を一つ申し上げますと、西洋

カミソリにドイツのゾーリング社といふ商標を付して、その上にさらにドイツ製である旨の虚偽の原産地の表示をいたしまして、タイ国に輸出した事例があるのであります。本件は本邦輸出業者の国際的信用を非常に害した一

例でありまして、これは輸出入取引法に基きまして相当の処置をいたしましたが、その他の雑貨類についてもいろいろ例はございます。もし詳

細なものをということござりますれ

ば、あとで資料で御配付申し上げたいと思います。また国内相互間でデザインの盗用をやつたために問題を起した

例といたしまして、これまた雑貨でございます。万年筆が、一ダース三十八ドルで外

國に輸出をされておつたのであります。ところが他の業者がこれにそつくり

一ダース一ドル五十セントという安値で輸出したという例などは、最も最近

ふうなケースは、海外におきまして日本品の信用を著しく落すのみならず、

取引面では非常な不當な段階で出した

結果になつたのであります。

○板川委員 たとえば万年筆の例を取上げてもいいのですが、これはベイ

ヤーが来てこういうものと同じものを作つてほしい、日本の生産業者はそれ

がどこのものであるかよくわからぬから、バイヤーの言う通りに生産して出

したならば模造品であつた、こういうことになつて問題を起したと思うのです

が、そういう場合には主としてバイ

ヤーが悪質である。そういう悪質なバ

イアの悪質な行為を予防するため

ざいまして、実際の輸出取引の面を見ますといふと、まあ五〇%以上は外國のバイヤーの注文によつてデザイ

ンを模倣して出したという場合であり

ます。日本の業者が故意に模倣したと

いうか、不注意で出したといふうな場合が多いかとも思つてあります。

○板川委員 この法律の二条を見ますと、輸出入取引等の秩序の確立に関する法律の規定による適法な共同行為をもつてしては、その目的を達成する

特種貨物として指定する場合には、こ

の程度の解決をはかることになる

のでないか、こう考えております。

○板川委員 この法律による適法な

共同行為をもつてしてはその目的を達成することが困難であると認められる

と、「輸出入取引法による輸出組合」

のようふうにござりますが、ただい

うふうに考えておるのであります。從

いまして御指摘がありましたように、

特種貨物として指定する場合には、こ

の程度の解決をはかることになる

のでないか、こう考えております。

たしておるのであります。考えますに

元來こういうデザインの問題は本則といたしましては、業者の自主的な協定によつて解決をはかつていくのが理想

特種貨物として指定する場合には、この程度の解決をはかることになる

のでないか、こう考えております。

○板川委員 この予定されておる五品目の特種貨物ですが、これがどうして

いわゆる輸出入取引法による輸出組合で自主規制ができないのですか、その

ところが、実際問題としてなかなか共同行為

が、実業協定に基いてやることである

が、実業協定に基いてやることである

が、実業協定に基いてやることである

が、実業協定に基いてやることである

が、実業協定に基いてやることである

が、実業協定に基いてやることである

が、実業協定に基いてやることである

いく、こういうように考えておるのであります。先ほど申し上げた特定物質の予定の品目につきましては、かねて

業者協定でどうかというふうな議論されただけであります。がしかし、その必要は大いにある

といふふうに考えておるのであります。従

合を本法でカバーをして、こう考

えております。

○板川委員 この予定されておる五品

目の特種貨物ですが、これがどうして

いわゆる輸出入取引法による輸出組合で自主規制ができないのですか、その

ところが、実際問題としてなかなか共同行為

が、実業協定に基いてやることである

が、実業協定に基いてやることである

が、実業協定に基いてやることである

が、実業協定に基いてやることである

が、実業協定に基いてやることである

関係の強い人と薄い人がござります。

ところが総会で決議をするということになりますと、先ほど申しましたような商品にあまり利害のない人もおられる、そういう人たちの同意を得ることがむずかしい、もちろん関係をされたいる人でも反対をなさる場合もあります。組合 자체が非常に多数の品目を包含しておるために、ごく特定した一部の商品についての取りきめをいたすと、いうことができにくい場合がかなり多いのです。現状はそうなんなりります。その点と、それからもう一つは、何と申しますか雑貨のメーカー、いわゆる中小のメーカーとそれから輸出業者の立場というものが必ずしも一致しない。雑貨の中の中小メーカーはで、きるだけ自分の作っている商品のデザインについては、人にまねをされぬようには保全をはかりたいという気持が強いのであります。が、輸出業者としては輸出取引きさえできればいいわけでありますので、場合によれば特定のメーカーの作っているものを、他の中小メーカーに模倣させて出していいというような場合もあるわけであります。これは業界の醜態の面でございますが、実際問題として、そういう問題のために意見の調整がなかなかつきにくい。もちろん長くかかるてやりますれば、全然話がつかないというわけでもあります。せんが、こういうものに長くひまをかけておりましても、——時間のこととも考えなければならないような次第であります。これまで物資を担当する局におきましては、いろいろ指導いたしておりますのであります。なかなかがとうござるわけであります。そういうものを作りたいと考対象にしたい、こういう趣旨であります。

品におきましても、本法施行の前におきまして、業者協定でやりたいのだということと、業界の意見が一致いたしました。しかし、もちろん本法の適用からはずしまして、その業界の自主的な法規を制定の方に譲るという方針であり、あくまでこの業者協定を第一義に考え、本法によるやや強権的なやり方は第二次策と考えておられるから関係ない人です。もちろん先ほど申し上げました商社によれば、もちろん本法の適用からはずしまして、その業界の意見が一致いたしました。業者協定でやりたいのだということと、業界の意見が一致いたしました。業者協定を第一義に考え、本法によるやや強権的なやり方は第二次策と考えておられるから関係ない人です。

る一つの実行機関といたしますては、いわゆる雑貨輸出組合で、雑貨センターではないわけであります。ところが先ほど申し上げましたように、雑貨輸出組合と申しますのは多數多様の商品を包含する、その中でごく特定の物資の協定をしようということになりますと、利害関係の薄い人、無関係の人が多いわけであります。総会でなかなかがんばりの結論に到達しないといふ一般的の原則を申し上げたのであります。これは困難点の一つであります。そればかりではなく、特に先ほど申し上げました五、六の商品につきましては、中小のメーカーの方は割にまとまりがいいわけであります。それを取り扱つていける輸出業者の団体が非常に数が多いといたことで、従来の行政指導の結果まとまりがつき得なかつたのでございます。従いましてこの団体そのものの性格からくる理由、それからもう一つメーカーと輸出業者の利害のある程度の衝突から、その業者協定になり得ないという場合もあるわけでございます。どちらかといいますと、先ほど申し上げましたこの五つ、六つの商品の例は、メーカー・サイドは非常に希望しているが、輸出サイドの方は比較的冷淡であるといふようござります。

よつて輸出業者の輸出取引に因る規定が第五条でできる。しかし第五条でどうも自主規制がうまくいかないといふ場合には、二十八条によつて輸出に因する命令を通産大臣はできることがありますと、第五条の自主規制だけでは十分に目的が達せないといふときは、通産大臣は規制命令を発動して、いわゆるアウトサイダーの規制までできるようになつておる。しかもその規制に違反した業者は、一年以内品目や仕向地を定めて輸出停止ができる、こうしたことになつておるわけであります。この現在の法律でそういう規制命令を確保すれば、輸出の秩序といふのは確立できると思うのですが、この点どうお考えですか。

法による場合は、あくまでも業者協議ではございませんけれども、民間の機関を認定機関といたしまして、そこで登録をし、その認定機関で認定する、いわゆる民間の知識経験を十分に利用して、事務を迅速に処理するというところになるわけであります。従来の例を申し上げますと、昭和三十年の九月に綿織物について意匠協定が発足いたしました以来、今日までかなりの品目に亘り、意匠協定が発効いたしております。いずれも二十八条の規制といふことではございませんで、若干、一割なり二割なりのアウトサイダーはございましょうが、大体の目的が達成できるといふものについて、実は意匠協定が締結され実施をされております。従いまして法制上の建前からいいますと、今御指摘のごとくアウトサイダーの規制命令をやるということを考えられるわけであります。その場合は、政府自身が全部協定の実施をひつらがぶるような格好になりますて、これはなかなか大へんな業務なんであります。そのことを考えますと、おそらくそういう二十八条をやらなければならぬというような場合におきましては、本法によりまして特定貨物として指定をして、この民間の認定機関にやらせるということが、より効率的であり、より迅速に行くであろうというよろこびを考えておるわけであります。従いまして、法理論としては、先生の御指摘の点はごともつともであります。現実問題といたしまして、二十八条のアウトサイダーの規制命令を発動しなければ目的が達成できぬというような場合は、本法によつて実施をする方がベターではないかといふように考えております。

○板川委員 どうも私は、輸出入取引法の二十八条二項による通産大臣のアウェトサイダー規制の問題は、官庁がきめるといつても、それは民間の意向を開いて、よく調査の上公平にきめるのであって、そう間違った片寄った考え方ではないと思う。今度のこの法律の場合は、民間の団体に認定権をまかせるとといつても、その業務の規定については、あらかじめ通産大臣に承認を求めるということになつておりますから、その民間団体の運営といふものは、この前のプラント輸出法と違いまして、あらかじめ通産大臣の認定を受けた中で運営をする、こういうふうにできておるから、この点は、通産大臣がやられても民間の団体にまかせても、そな違わないのではないか。とにかく私の考え方からいえば、輸出入取引法の運用によつて何とかできるのではないか、こう思つておつたわけであります。

次は、この法律を限時法としなかつた理由であります。軽機械振興法のときは、これは本来ならば、やはり中小企業団体法によるべきである。その中小企業団体法の工業組合の調整機能によつてやるべきである、これは与党の委員の方も同調をいたし、どもも官僚統制になるおそれがあるのでないか、だから一つ団体法によるべくその指導をする上にこの法律を必要とする、こうしたことと五年の限時法になりました。原案はそなではなかつたが、そないうふうに修正をされた。この場合局長が再三申しておるようすに、本来ならば既存の法律、すなわち輸出入取引法あるいは工業所有権確保、さらに輸出検査法、こういろいろに運用をすれ

であります。しかしながら輸出品は申し上げるまでもなく凡百の物資がありまして、大企業、中小企業のものあり、また先ほど来申しておりますように輸出業者とメーカー間の利害も必ずしも一致しないというようなこともありますて、どういう貨物が出て参るか今後の推移を見なければわからぬわけでございまして、従つて今これを時限法にして一定期間ということでは、どうしても本法の目的は達成し得ない。私が業者協定が最善の策であると申し上げましたが、これはもちろんこういう問題の性質上、業者の自主的な解決でもつていくのが望ましいという理想論を申し上げたのでありまするが、現実はなかなかそう行きにくいわけでござります。また品目の数も多いといふことで、繰り返して同じようなことを申し上げておるようではなはだ申しわけありませんが、われわれといいたしましては、これを一定期間を限つて、こういう法律を実施するということにはとてもいかぬだらう。やはり長期にわたりましてやる。しかし実際の情勢の推移で、特定貨物はかなりふえる場合もありますようし、また特定貨物にすることによって業者の自覚が出て参つて、業者協定でやるといふ場合もございましょうし、それは実際の情勢の推移を見て運用いたすべきではなかろうか。もちろん本法の適用になる特定貨物が一つもなくなつた、またその後をさういふ必要がないということになりますれば、もちろん本法を廃止して差しつかえなかろうと思います。今われわれが相像しますのに、これを一定期間を限つて運用するということは、ちよつと実情にそぐわないのじやないかとい

○板川委員 それでは先へ進みましょ
う。ちょっとお伺いしますが、四十二
条によると「当該認定に係る特定貨物
の輸出価格の千分の三」を手数料とし
て納める。千分の三以内にということにな
っておりますが、輸出組合の場合
には組合費はどうのくらいいですか。千分
の三と比較して高いですか、安いですか。
か。

ましても、一応マキシマムが千分の三ということになつておりますが、心でよりでは千分の一前後で運用をいたすべきではなかろうか。これはできるだけ負担を軽減するといふ建前から考えていくべきであるといふうに考えております。

○板川委員 認定機関について伺いたいのですが、認定機関は省令で各区分ごとにきめるということになつておりますが、当面どことどこへ認定機関を予定しておりますか。

○松尾(泰)政府委員 差あたりといつてしまつては現在ありますところの雑貨意匠センターを考えているのであります。織籠、陶磁器につきましては、大体現行の業者協定によつて目的達成いたしておりますので、これは業者から御希望があれば別でござりますが、自主協定でその二つはやつております。雑貨につきましては、先ほど申し上げておりますように、意見の調整がなかなかとりにくいやうな事情がありまして、差しあたりは雑貨の意匠センターを認定機関としてこの指定をすることにならうかと思います。これもあるらん申請があつてやることになりますが、大体そういうことになると思います。

○板川委員 この認定機関で認定する場合には、この法律はプラント輸出よりも、先ほど申しましたように割合によくできておりつて、運営の業務規定を作つて通産大臣の認可を要するといふことになつております。その業務規定の内容の根子となる考え方――これはどういふ点を骨子とされておるか、許可の基準と申しましようか、それを二つこの際明らかにしてもらいたい。

○松尾(委)政府委員 この認定機関が、十二条に規定している通りであります。が、この認定機関の業務規定で定められた事項として今考えておりますのは、たとえば業務を行なう場所、それから時間及び休日に關する事項、審査員の配備に関する事項、登録合帳の取扱いに関する事項、手数料の収納に関する事項、こういろいろな事項を予定いたしました。

○板川委員 この法律が通りますと、まず登録して輸出をするとき認定してもらうという手続になると思うのですが、登録または認定に、手続として大体幾日くらいかかる見込みでありますか。非常に時間がかかると、これは法律を作つて、かえつて業者の輸出のめんどくが、めんどくさいといふ業者もあるのでありますから、この日によっては大体幾日くらいでやれるとお思いでですか。

○松尾(委)政府委員 御指摘の登録と実際の輸出をするときの現物の照合といいますか、その場合の認定と二つに分れるわけであります。大体ペーパーまたはサンプルによる認定でござりまするので、最もおそくも三日以内でやれるのではないかといふふところに考えております。これは現在の各審査センターがやつておりますやり方から判断して、さように考えておるのと、大部分は輸出品の検査機関の場におきましてやりますので、これはほとんど何時間あるいはその日に大半

○板川委員 認定機関の認定の基準と申しましょうか、これは三条、四条等に考え方が出でておりますが、仕向国の法令により保護されているデザインまたは商標、これは工業所有権による保護を受けるものだと思うのです。それから仕向国の間で広く需要者に知られておるデザインまたは商標はまねしたり似たようなものを作つてはいかぬということになつておるのでですが、その表現の裏を返しますと、仕向国の法令で保護されてないもの、それから仕向国であるにしても、あまり有名でないもの等については、類似模倣もいんじやないか、こういう逆な解釈もできるわけです。これも考えると、要するに仕向国で問題が起らなければ、多少の模倣はあつてもいいんじやないか、こう思うのですが、問題にならないものとなるもののとの考え方、判定の基準といましょりか、そういう点について、一つ何か考え方があつたら、この際示しておいてもらいたいと思います。たとえば、こういう程度のものは多少類似されておつてもいいんだということがあらうと思うのでありますが……。

へ申し立てて、さらに争うことになりります。

○松尾(泰)政府委員 その場合はこれは一般的の例にかんがみまして、行政訴訟による事になるわけであります。

○板川委員 行政事件訴訟特別法によることですね。

○松尾(泰)政府委員 さようござい

ます。

○板川委員 最後ですが、この法案に對して業者間でいろいろ、こういう法律ができるとめんどうきいという意見があつたり、官僚統制になるのじや

ないかといふ心配をしておる業界もあ

るそであります、この法案に対し

て反対といつても、どういう程度のこと

を主張されておるのか。実は私本日

までにそういう業界の反対があるなら

ば、反対者の意見を聞いてみたいと思つたのですが、その機会がなかつた

のであります、通産省として察知し

た業界の反対の理由等について、一つ

説明をしていただきて、おしまいにし

たいと思います。

○松尾(泰)政府委員 反対のあるとい

う例を私があまり申し上げますこと

は、いかがかと思ひますが、お尋ねでも

ござりますのでお答えをいたしますと、

ます。

○板川委員 最初の問題は政務次官にお答えを願

ます。

○板川委員 以上をもつて私の質問を

終ります。

○長谷川委員 始閑伊平君。

○始閑委員 ただいま詳細な御質問が

ございましたので、私は二、三の問題

点につきまして簡単に御質問をいたし

ます。

○板川委員 以上をもつて私の質問を

終ります。

○大島政府委員 そのようなこともあ

ります。

○始閑委員 ただいま詳細な御質問が

ございましたので、私は二、三の問題

点につきまして簡単に御質問をいたし

ます。

○板川委員 以上をもつて私の質問を

終ります。

○始閑委員 ただいまのお話によりま

す。

○板川委員 以上をもつて私の質問を

終ります。

もつて結論を申し上げますれば、そろそろ
いう場合には認定機関の道義上の責任
というものはあるかもしませんが、
経済上の損害賠償等の責任はない、こ

○始閑委員 この法律の実際の適用と特許庁の方でやつております意匠法との関係でございますが、これについてはもう少しはつきりしておく必要がある

ると思うのであります。第一に特許請求の方で意匠登録を受けましたものを、認定機関としてはどういうふうに扱うのかという点を伺いたいと思います。それからもし完全に同一のデザインであるという場合には問題はないわけですが

は意匠権ではございません。
それから第二点は、本法による認定と、それからいわゆる工業所有権の場合の差異、あるいは類似の差異があつた場合に起る問題であろうかとも思つてあります。たとえば甲が意匠権を有する意匠と同一の意匠を施した特定貨物の認定を乙から申請をいたしましても、認定機関は認定いたしませんから、この甲のものの意匠権は乙のものによつて侵害されることはないわけでもあります。ただ第二点をいたしまして、甲が意匠権を有する意匠と類似の意

匠を乙が申請をしても認定機関ではもちろん認定をいたしませんから、同じく意匠権侵害の問題は生じない。ただ

類似判断に、これは人間のやることでありますので若干の幅がある。特許庁でやれば類似と判断したであらう意匠

を、万一認定機関が非類似だといふ判断を下しまして、乙が認定を受けで輸出をするという場合も一応考慮される。そういう場合にはどうかということになるわけであります。万一甲の意匠権を侵害するといふようなことが起り

成規の手続によりまして、自口の意匠権を主張することができるわけであります。ただ現実の問題として考えますと、認定機関の行う類似判断というものは、特許庁の場合よりもむしろシリアルでありますと想像しておるのであります。特許庁であれば類似と判断したで

が実際現実の貨物の輸出に当つて事務

あるう意味を、認定機関が非類似と判断をし認定することは万々一なからういうふうに考えております。といひますのは、特許庁は非常に間口が広く、どの商品でも受け付けてやるとい

デザインの濫用が多い、その根本原因はいろいろございましょうが、これはわが国産業におけるデザインという觀念が非常に不十分であり、安易であるというところに一つの根本原因があると思われる所以あります。盜用問題ということは、要するにそういう觀念の不十分から来る一つの現われにすぎなかろう、このように考えます。御承

は、今も御指摘がありましたが、
消極的な取締り規定ばかりであります
が、積極的な規定といたしまして第三
十四条に國の援助に関する規定がある
わけであります。それだけが積極的な
規定なんござい。しかしこのデ
ザインの創作を奨励いたしますために
は、相互にデザインが盜用されない環
境の確立が、まず第一でなければなら
ぬと考えるのであります。この意味に
おきましては、本輸出品デザイン法案
が間接的にデザインの振興に寄与する
ところはきわめて大きい、こう確信を

Digitized by srujanika@gmail.com

ザイナー兼マーケットティングをやる人であります。これに依頼をいたしました。アメリカの有名なデパートに展示会を開催して回る計画であります。

そういうことでデザインの積極的助成策も及ぼながら逐次進めていくつもりであります。

○始閑委員 私の質問はこれで終りますが、この法案の第二条の第二項に輸出入取引等の秩序の確立に関する法律、二十一条にも同じようなことが出ておりますが、この法律の名前は間違いではありませんか。

○松尾(泰)政府委員 ただいま本委員会に現行輸出入取引法の改正法案の御審議をお願いいたします。その改正法案の新しい名前といたしまして、輸出入取引等の秩序の確立に関する法律といふことになっております。そこで、輸出入取引法改正法案を御審議願えるものと思いまして、かように書き改めておる次第でございます。

○長谷川委員長 ちよつと委員長から一点お伺いしておきます。板川君の質問の中に最も重要な点が含まれておつて、また始閑君もこれに触れておりましたが、しかしあつきりしておらないと私は思うので質問するのですが、たとえば登録をしたところが、その類似品が仕向先が違った場合は、これを許可するのだというようなお話をございますが、そういうことがありますか。

○松尾(泰)政府委員 仕向国別の観念を導入いたしました理由については、先ほどの御質問に対してもお答えをいたしました。

通りでございますが、アメリカの工業所有権がアメリカにおいて登録されておるというものを、アメリカ以外の登録

されていない地域に出す場合は、一応周知になつていなければ、大体かまわぬといふ判断に立つておるわけであります。

○長谷川委員長 もう一つ伺います。これは輸出のデザインですが、国内でもデザインという点について、たとえば機械工業あるいは衣料、意匠、こういうようなもので今日非常にむずかしい問題がたくさん起つておると私は考

えております。従つてこれは国内の問題も当然解決つけていかなければならぬ。国内の解決をつけることによつて、輸出といふものが奨励され、また各国のPRが盛んになつていくのだとと思うのですが、こういう点について国内に対するデザイン法というものを、早急に考えることができないかどうかという点を伺つておきます。

○松尾(泰)政府委員 輸出の振興のみならず、いろいろ国内の経済の発展に對しまして、デザインのますます優秀になつていくことは当然必要であるわけでございます。通産省といたしましては、これまでございました。通商局にデザイン課が設けられたのでありますが、この課の設置も、大いにこのデザイン行政について積極的に力をいたしたいという趣旨であります。なお、今意匠奨励審議会といふものをもまして意匠の研究あるいはそういう環境の醸成に努力をいたしている次第でございます。

○長谷川委員長 本日はこれにて散会いたします。

次会は明日午前十時より理事会、午前十時二十分より委員会を開会いたします。

午後一時五十四分散会